

03 法第24条・第26条第1項（土地の占用及び工作物の新築等）申請

〔許可申請書〕規則別記様式第8（甲）

許 可 申 請 書	
（文書番号）・・・① 令和〇年〇月〇日	
九州地方整備局長 殿	
申請者 住所	〇〇市〇〇町〇番地・・・②
氏名	〇 〇 〇 〇 ・・・③
別紙のとおり河川法第24条、26条第1項の許可を申請します。 ・・・④	

(A4版)

〔別紙〕規則別記様式第8（乙の4）

	（工作物の新築、改築、除却）・・・⑤
1	河川の名称・・・⑥ 〇〇川水系〇〇川左岸右岸
2	目的・・・⑦ 〇〇橋（県道）架設のため
3	場所・・・⑧ 〇岸 〇〇k〇〇付近 左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先 右岸 〇〇県〇〇郡〇〇町字〇〇〇〇番地先 （添付図書の実測平面図に赤色で着色した部分）
4	工作物の名称又は種類 〇〇橋（県道〇〇線） 延長〇〇m（うち河川区域内延長〇〇m） 幅員〇〇m
5	工作物の構造又は能力 イ 橋台 2基 鉄筋コンクリート造り ロ 橋脚 10基 鉄筋コンクリート造り 径〇〇m ハ 橋桁 10連 鋼製 （内訳） 支間 〇〇m 7連

〃 〇〇m 3連  
〃 〇〇m 3連

ニ 荷重 〇〇 t

ホ 橋梁上部及び取付道路 コンクリート舗装  
(その他申請書添付図書に示すとおり)

6 工事の実施方法・・・⑨

右岸側の橋台及び橋脚を施行するため渇水期に牛類(聖牛)により、左岸側に瀬回しを行い、右岸側が完了してから同様な方法で左岸側を施行する。特に橋台を施行する場合は、降雨期を避けるよう配慮している。下部工事は平成〇〇年度中において完成し、上部工事は平成〇〇年度から〇年間で施行する。

なお、旧橋は新橋の完成後撤去する。

工事の段取りの詳細は、別添工程表のとおりであり、仮材料置き場等に河川敷を一時使用することについては、別添図面に示すとおりである。

7 工期

許可の日から令和〇〇年〇月〇日まで

8 占有面積・・・⑩

〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>

9 占有の期間・・・⑪

許可の日から令和〇〇年〇月〇日まで

⑫⑬

(A4版)

## 【記載要領】

- ① 申請者が公共団体又は法人等であって文書番号による整理がなされているときは、文書番号を併記してください。個人申請については、必要ありません。
- ② 公共団体又は法人等についても「字〇〇番地」まで記載してください。
- ③イ 申請者が公共団体又は法人である場合においては、その公共団体又は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
  - ロ 共同申請の場合は、共同申請人の氏名をすべて列記してください。
  - ハ 法人等の出先機関が、当該出先機関名で申請する場合は、申請する権限を有することを証する書面を添付してください。
  - ニ 河川法施行規則の改正により、押印は不要となりました。  
(令和2年12月23日 官報号外第267号)
- ④ 法第95条の規定による国の特例の場合についてもこの様式を準用します。この場合「許可申請書」を「協議書」とし、協議文は「別紙のとおり河川法第24条及び26条第1項の許可について同法第95条の規定により協議します。」と記載してください。
- ⑤ 該当するものを記載してください。

- ⑥ 水系名、河川名、左右岸（河口に向かって）の別を記載してください。
- ⑦ 「〇〇橋（県道）架設のため」「〇〇排水樋管設置のため」「坂路設置のため」等、その目的を具体的に記載してください。
- ⑧ 「字〇〇〇〇番地先」まで記載してください。なお、工作物が左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載してください。当該工作物の敷地が数個の「字」にわたる場合は原則としてそのすべてを記載し、数個の地番にわたる場合には「字」ごとに代表的なものを記載してください。河川の距離標を明記してください。
- ⑨ 申請工作物が完成（除却）に至るまでの工程、工法等がよくわかるように記載してください。工事の実施に当たっての治水上の措置、仮排水路及び工事に当たっての仮設物の措置並びに施工の順序等について、工事工程表に照応するよう具体的に記載してください。
- ⑩イ 少数点第3位以下の端数を切り捨てた数量を記載してください（（注）不動産登記法施行令第4条に準拠）。
- ロ 占用区域が2県以上にまたがる場合は、内訳として〇〇県〇〇. 〇〇㎡、〇〇県〇〇. 〇〇㎡と記載してください。
- ハ 河川管理者以外の者がその権原（所有権、賃貸借権等）に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については記載する必要はありません。
- ニ 電線等の占用面積の取り方は次のようにします。
- ア 電線等で電柱等に腕木がない場合は、電柱の元口の大きさを占用幅とし、延長を乗じたもの
- イ 電線で電柱等に腕木がある場合は、腕木の最大の長さのものを占用幅とし、延長を乗じたもの
- ウ 索道（ケーブル）は、搬送する物体の大きさをもって占用幅とし（最小限の占用幅は、1.0mとする。）、延長を乗じたもの
- エ 電柱等が河川区域内にあるときは、横枷丸太等の最大の長さのものを占用幅とし、正方形で積算したもの
- \*S44.8.27 付け河川部長通知「河川を横過等する物件の取扱いについて」参照。
- ⑪ 占用の期間については、事務所又は出張所にお尋ねください。  
なお、占用期間の更新許可の場合には、更新すべき占用期間を記載し、更新前の占用期間を赤字で付記してください。
- ⑫ 変更許可申請  
許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない部分についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤字で併記してください。
- ⑬ 許可の同時申請  
例えば、法第27条第1項の許可申請を同時に行う場合は、（乙の5）を加えて申請してください。

〈提出部数〉申請書・添付図書 正本1部 写し1部（局長決裁分は1部追加）

## 【添付図書】（規則第15条第2項）

### 1 事業の計画の概要を記載した図書

- ① 事業計画の必要性
- ② 事業主体の概要
- ③ 予想される利用の形態
- ④ 事業に係る費用の概算
- ⑤ 事業の実行に係る申請者の経済的、技術的能力が判断される書面
- ⑥ その他参考となるべき事項
  - イ 他の河川使用者に対する影響及びその対策
  - ロ その他

### 2 位置図

縮尺は1/50,000とし、申請箇所を○印で表示し「申請箇所」と朱書してください。

### 3 工作物の新築等に係る土地の実測平面図

- ① 縮尺は1/500程度としますが、地形の状況によっては1/100～1/1,000でもかまいません。
- ② 実測年月日を付記してください。
- ③ 申請に係る行為によって、当該河川に影響があると判断される区域まで実測した図面とします。
- ④ 堤防、護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向、道路等を図示した申請に係る占用区域の平面的な外形及び河川改修計画の法線を明示してください。
- ⑤ 河川区域線を赤線で、官民境界線を赤点線で記入してください。河川区域が施工後変更になる場合、変更前後の区域を記入してください（判別できるように明示すること）。
- ⑥ 横断図と照合できるよう横断図の測点を記入してください。

### 4 工作物の設計図

- イ 設計図の内訳
  - a 工作物の平面図
  - b 工作物の正面図（橋梁等河川の横過物にあつては、河川改修計画の計画断面、計画高水位及び余裕高を記入してください。）
  - c 工作物の側面図（排水樋管等堤体横過物については、河川改修計画の計画断面を記入してください。）
  - d 工作物の構造図（詳細図は適宜添付してください。）
- ロ 正面図又は側面図は、申請工作物と現河床又は計画河床若しくは河川管理施設との関係が明らかになるように作成し、計画高水位を明示してください。
- ハ 各図面には、河川区域及び官民境界線を明示してください。
- ニ 堤体を横過して設置する工作物の側面図には流下勾配、敷高及び計画高水位を明示してください。
- ホ 申請工作物設置のため仮締切を必要とするものは、その工法並びに計画高水位及び掘削、堤防との関係を明らかにした詳細図。
- ヘ 図面には整理番号を付し、図面袋の表側に添付図面の一覧表を貼付してください。

### 5 工事の実施方法を記載した図書

例えば、仮締切を必要とするものについては、その工法を、道路との兼用工作物でもある堤防を開削する場合は、その交通対策を記載し、また、骨材置場やプラント設置はどのようにするのか、さらに治水上の配慮からどのような段取りで

施工するのにか等、工事の実施上の問題点とその対策を記載した図書を添付してください。

## 6 占用する土地の面積計算書及び丈量図

- ① 原則として実測平面図と同一のものを使用してください。
- ② 面積計算は㎡を単位とし、原則として三斜法により小数点第3位まで計算し、合計面積は、小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで記載してください。CADによる面積算出でもよい。

## 7 字図

字図上に、字名、工作物の絵、河川区域線、官民境界線及び流水の方向を記載し、地先表示を取った地番を赤色で丸囲みしてください。地番は河川区域外を取ってください。

## 8 工事費概算書

総体金額及びその内訳を記載した書面を添付してください。

## 9 河川管理者が管理する国有地以外の土地の権原の取得又はその見込みを示す書類

同意書又は契約書の写し等とし、これが得られない場合は得られる見込み等についての事情を詳しく記載した書面を添付してください。

## 10 申請に係る行為又は事業に関する他の行政庁の許可、認可の取得又はその見込みに関する書類（該当するものがない場合にはその旨を記載してください。）

## 11 その他参考となるべき事項を記載した図書

- ① 行為範囲を記載した図面
- ② 河川に排水を行うための工作物にあっては、次に掲げる図書
  - イ 排水行為に係る浄化施設の詳細図
  - ロ 排水について、次に掲げる事項に関する水質分析表

項目	最大	1日平均（24時間）
排水量		
水素イオン濃度 （水素指数）		
生物化学的酸素要求量 （単位1ℓにつき5日間 mg）		
浮遊物質 （単位1ℓにつき mg）		

- ハ 用排水樋管設置をするときは断面決定計算書
- ニ 申請に係る現場の現況写真
- ホ 排水の処理方法を記載した図書

## 12 添付図書の省略等（規則第40条）

- イ 許可の申請を同時に行う場合（例えば、法第24条、第26条第1項及び第27条1項の申請等）に、添付図書のうち一つのものの内容が他のものの内容

に含まれるときは当該図面は添付する必要はありません。

- ロ 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、添付図書のうち変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りませんが、この場合は、変更の趣旨及び理由を記載した書面並びに既許可に係る許可書の写しを添付してください。
- ハ 許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができます。